

## 令和7年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患の算定状況を公表いたします。

### ○所定疾患施設療養費(I)について

対象となる所定疾患：肺炎

尿路感染症

帯状疱疹

蜂窩織炎

慢性心不全の憎悪

1. 上記疾患により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月に1回限り算定します。
2. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定します。
3. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載します。
4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況を公表します。

### ○対象疾患と主な検査・治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
慢性心不全の憎悪	原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ。

○所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6
尿路感染症	人数	8	3	5	5	0	3	4	1	4	2	1	1	37
	日数	45	13	20	29	0	20	21	7	22	10	7	7	201
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性心不全	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	3	10
合計	人数	8	3	5	5	1	3	4	1	6	2	1	2	41
	日数	45	13	20	29	6	20	21	7	29	10	7	10	217